

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和7年4月受付分）

<福祉推進のために>

○マージャンクラブ 様（美芳町） 8,000円

<故人が生前お世話になったため>

○松井 英一 様（広明町） 50,000円 ○高橋 英雅 様（端野町） 20,000円

○岡崎 尉伸 様（常呂町） 30,000円 ○高間 千枝子 様（留辺蘂町） 10,000円

○島 良江 様（留辺蘂町） 20,000円 ○奥河 廣行 様（留辺蘂町） 20,000円